

令和6年6月14日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

- （1）垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定
- （2）垂井町行政手続条例の一部改正

日程第2 議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第3 議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議第38号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 日程第5 議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更について
- 日程第10 議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 藤埴理君、12番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

（1）垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定

（2）垂井町行政手続条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第1、議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第38号 垂井町下水道条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第38号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

討論は反対ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

では、5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

私は、議第40号、岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約変更、現行の保険証は存続をの立場から反対します。

現行の健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に移行する12月2日まで半年と12日を過ぎました。マイナ保険証のメリットが実感しにくく、別人データの誤登録問題も尾を引き、4月時点での利用率は6.56%にとどまります。

マイナ保険証の登録者数は約7,254万8,000人で、全人口の約6割。マイナ保険証は、医療機関の薬局に設置されたカードリーダーで患者本人かどうかを確認するオンライン資格確認を行うのが最大の特徴です。しかし、受診回数が少ない若い世代やパソコン操作が苦手な高齢者にはメリットを感じにくいのが現状です。

さらに、マイナ保険証をめぐるトラブルも利用低迷に追い打ちをかけました。昨年5月、健康保険証などが誤って別人のマイナンバーカードとひもづけられた事案が発覚。国民の不信感を招き、利用率は同年12月まで8か月連続で減少しました。

医療現場からは、マイナ保険証への一本化に不安の声が広がります。10万人超の医師・歯科医師が加入する全国保険医団体連合会の担当者は、既にカードリーダーによるマイナ保険証の

認証でトラブルが頻発していると明かします。廃止を強行すれば大混乱に陥るのは必至です。

次に、政府の言う5つのうそを解き明かします。

第1のうそ、保険証を廃止しても問題はない。

医療現場、介護現場ともに保険証の廃止で大混乱しています。問題ないと言っていた厚生労働省も言を翻し、病院へ行くなマイナ保険証だけでなく健康保険証も一緒に持っていけと言っています。

第2のうそ、カードを落としても大丈夫。

総務省は、顔写真入りなので落としても大丈夫と言いますが、写真は貼り替えなので、ごまかすことも可能です。また、大切な個人情報やICチップに入っていないと言いますが、ICチップからマイナポータルにアクセスすれば、そこにある個人情報を根こそぎ見ることができます。

第3のうそ、顔写真があるので、なりすましはできない。

別人の顔でも認証できてしまう誰でも認証のケースが既に幾つも出てきています。トラブルが起きないように業者が顔認証のレベルを下げている可能性があり、顔認証はお断りの貼り紙のあるところもあります。

第4のうそ、既に企業や行政から漏れた個人情報は2017年から2021年までで約3万5,000人分にも上ります。

マイナ保険証では別人の個人情報を登記したものが約7,300件と発表されるなど、情報だだ漏れ状態です。また、暗証番号をしっかりと管理していない人も多く、暗証番号を知られると誰でもなりすましで全ての個人情報が見られてしまうのです。

第5のうそ、マイナ保険証でよりよい医療が受けられる。

マイナ保険証の情報は診療報酬、レセプト情報なので、1か月から2か月前の古い情報。医師が重要視するのはリアルタイムのカルテの情報などですが、これはまだマイナポータルには載っていません。薬などの情報も古く、リアルタイムに情報が把握できるお薬手帳のほうがはるかに有効です。

国民皆保険制度崩壊の危機、2020年から2022年にかけて、日本は新型コロナという大きな災いに直面し、医療崩壊の危機に直面しました。この危機を何とか乗り越えられたのは、国民全員が力を合わせて協力し合ったから。中でも、世界に冠たる日本の医療体制と現場で、過労で倒れる寸前にありながらも踏ん張った医師たちの献身的な働きがありました。

そのコロナ禍が一段落して一息ついた日本の医療の現場に、今度はマイナ保険証の義務化と健康保険証の廃止という政府が決めた人災の激震が走っています。しかもこれが日本の医療制度を内側から崩壊させていく危険をはらんでいるのです。

5年後には無保険者が急増、恐らく5年後には国民皆保険から抜け落ちていく人が急激に増えるでしょう。なぜ5年後といえ、この1年の間にマイナポイントにつられてマイナナンバーカードをつくってマイナ保険証をつくった人が、また役所へ行って電子証明書の更新をしなく

てはならないからです。

ちなみに、マイナンバーカードはマイナポイント第1弾では約40%の加入率で、締切りは当初は2021年3月末でした。これが1回目の大きな山。その後、マイナポイント第2弾により約1年でマイナンバーカード加入者は70%を超え、マイナ保険証にも5,000万人が加入しています。この5,000万人のうち、どれだけが混雑する自治体の窓口で更新手続きに行くのでしょうか。

駆け込みで申し込んだ人の多くは、マイナ保険証の必要性を感じたというよりもポイントにつられて申請していて、中には5年後の更新について知らない人もいるでしょう。暗証番号を忘れてしまったり、覚えていても、何時間も役所の窓口で待たされた苦い経験を持っているので、行きたくない人もいるはずです。そうすると、5年後には更新できない、しない人も多数出てくる可能性があります、そのときに健康保険証が廃止されていたら無保険者が増大することが予測されます。

以上、健康保険証を廃止する規約改正に反対します。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 次に、原案に対する賛成討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 広瀬隆博君。

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更につきましては、国の法改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われるため、本年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書の発行がなされなくなることを受けて、必要となる事務の変更や規約の見直しが行われるものです。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されたマイナ保険証を利用する場合、医療費の節約につながる点や医療機関窓口での限度額適用認定証などの提示が不要になり、一度に高額な負担をなくして済む点、またデータの蓄積による治療への活用が期待されるなどメリットがあります。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方への対応として、資格確認書の発行が制度化されており、本人からの申請によらず資格確認書の交付を行うとの町当局からの説明もございました。

マイナ保険証に関しましては様々な問題点も指摘されているところでございますが、国や医療機関、広域連合や町においても様々な対応措置が進められておると聞き及んでおります。

高齢者医療に関する事務は、本町も含めた県内市町村で構成する岐阜県後期高齢者医療広域連合において処理されており、今回の見直しについても、それぞれの市町村において変更の議案が上程され、統一的に進められるものであります。制度の移行に当たっての手続をきめ細かく対応していただく必要はあると思いますが、今回の規約の変更がなければマイナ保険証制度

への移行が困難になる点も踏まえ、高齢者医療の円滑な運営や高齢者の方々が安心して医療を受けていただく環境整備のため、DXの推進のためにも、本議案は可決への賛成をお願い申し上げ、私の賛成の討論といたします。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更について

○議長(若山隆史君) 日程第9、議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長(早野博文君) 議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更につきまして提案理由を御説明申し上げます。

令和6年3月5日に、岐阜県不破郡垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ代表取締役南紅二と1億8,348万円で請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額を1億9,625万6,500円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、産業課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山隆史君) 産業課長 小竹武志君。

○産業課長(小竹武志君) ただいま上程されました議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。

本契約は、令和6年3月5日、第1回定例会におきまして議決をいただき、同日、請負契約

を締結し、工事を進めてまいりました。しかし、工事を進めていく中で追加で工事する必要が生じたため、契約の増額変更をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、主なものとして、部材や機材の撤去などを行ったところ不具合が見つかったため、塗装を行うものでございます。

次に、給水管及び配水管の一部に不具合が見つかったため、修繕を行うものでございます。

次に、多世代がより安心して施設を利用していただけるよう、自動ドアの設置や手すりの増設を行うものであります。

次に、断熱性や省エネルギーのため、サッシガラス押さえシールを取り替えるものでございます。

最後に、今後の維持管理等を踏まえ、旧園庭の木の剪定を行うものであります。

このことから、請負金額を1,277万6,500円増額し1億9,625万6,500円に変更をお願いするものでございます。

なお、工期につきましては、当初契約どおり令和6年9月30日で変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 旧東保育園ビジネス拠点改修工事請負契約の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 児玉輝昭氏の任期が令和6年6月26日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（若山隆史君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第2回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時34分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 中 村 ひ と み